

## 「特許に係る国家標準制改定の管理規定（暫定施行）」（意見募集稿）に対する 中国日本商会 IPG 会員の修正意見

### 1. 「標準の実施に必要不可欠な技術」

#### (1) 関連条項

第3条 国家標準に係る特許技術は、当該標準の実施に必要不可欠な技術であり、かつ当該特許を拒絶する実質的な理由が存在しないものでなければならない。

#### (2) 研究論証

「標準の実施に必要不可欠な技術」という文言が不明確である。

#### (3) 立法提案

「標準の実施に必要不可欠な技術」の定義は何か、ビジネス上必須のものも含むのか等を明示していただきたい。その際、「標準の実施に必要不可欠な技術」は、国家標準の技術仕様に記載されている技術に限定すべきであり、仕様に記載されていないが実施の際に必要となる技術は含むべきではない。

### 2. 「意見書」（中国語原文では「建議書」）の公表（中国語原文では「披露」）

#### (1) 関連条項

第4条 專業標準化技術委員会または標準の管理を担当する部門は、特許に係る項目の意見書（中国語原文では「建議書」）を一般公衆がよく知る方法で公表（中国語原文では「披露」）しなければならない。

#### (2) 研究論証

- ①「意見書」（中国語原文では「建議書」）がいかなるものを指すのか不明確である。
- ②第4条の「公表」（中国語原文では「披露」）と第14条の「公示」（中国語原文も「公示」）とは同じものか否かが不明である。
- ③標準の制定・改正の全体の手続及び期間が不明確であると、適切な対応ができないおそれがある。

#### (3) 立法提案

- ①意見書（中国語原文では「建議書」）の定義を明確化していただきたい。
- ②第4条の「公表」（中国語原文では「披露」）と第14条の「公示」（中国語原文も「公示」）とが同じものであれば、表現を統一していただきたい。両者が異なるものであれば、その差異を明確にいただきたい。
- ③標準の制定・改正にかかる全体の手続及び期間を明確化していただきたい。例えば、期間については、「意見書の公表日から起算して、標準の制定・改正の確定まで、3ヶ月以上とする。」等。

### 3. 「国家標準の制定と改訂に参加する組織または個人」の「特許情報及び対応する証明

材料」の提出義務

(1) 関連条項

第5条 国家標準の制定と改訂に参加する組織または個人は、その既知の関連する特許について、速やかに專業標準化技術委員会または標準の管理を担当する団体に公表し、特許情報及び対応する証明材料を提出しなければならない。

(2) 研究論証

①「国家標準の制定と改訂に参加する組織または個人」がいかなるものを指すのか不明確である。例えば、情報収集のために会議に参加しただけの者は含まれないと考えてよいか、また、実際に参加している法人の親会社や関係会社は含まれないと考えてよいか等が不明確である。第5条の「国家標準の制定と改訂に参加」と第6条の「標準の起草に参加」とは同じものか否かが不明である。

②「既知の関連する特許」とは、自己の所有する特許だけでなく、自己が他人から使用許諾を受けている特許や、自己とは全く関係ないがたまたま知っている他人の特許も含むのかが不明確である。

③「速やかに」の期間が不明である。

④「特許情報及び対応する証明材料」がいかなるものを指すのか不明確である。第5条の「特許情報」と第3条の「特許技術」とは同じものか否かが不明である。第5条の「証明材料」と第7条の「信憑性を証明する書類」とは同じものか否かが不明である。不明確な内容の「特許情報及び対応する証明材料」の提出義務が課されることは、標準の制定への参加を難しくさせるおそれがある。

(3) 立法提案

①「国家標準の制定と改訂に参加する組織または個人」の定義及び具体的範囲を明確化していただきたい。また、第5条の「国家標準の制定と改訂に参加」と第6条の「標準の起草に参加」とが同じものであれば、表現を統一していただきたい。両者が異なるものであれば、その差異を明確にしていきたい。

②「既知の関連する特許」の定義を明確化していただきたい。

③「速やかに」の期間については、「特許情報及び対応する証明材料」の準備に時間を要するため、最低でも6ヶ月の猶予が必要である。また、提出期限の延長を求めることができるようにしていきたい。

④「特許情報及び対応する証明材料」の提出義務を削除するか、「特許情報及び対応する証明材料」の定義を明確化していただきたい。

4. 「標準の起草に参加していないが、国家標準に関連する特許情報を知っている組織または個人」の特許情報の通知

(1) 関連条項

第6条 標準の起草に参加していないが、国家標準に関連する特許情報を知悉する組織ま

たは個人は、当該標準の制定及び改訂過程のいかなる段階においても、関連する特許情報を速やかに專業標準化技術委員会または標準の管理を担当する部門に書面で通知すべきである。

## (2) 研究論証

①「標準の起草に参加していないが、国家標準に関連する特許情報を知っている組織または個人」がいかなるものを指すのか不明確である。例えば、オブザーバー参加していない者は含まれないと考えてよいか、一般大衆を広く含むのか等が不明確である。国家標準の制定と改定について、常に監視しなければならないとなれば、組織及び個人に過度の負担を課すことになる。第5条の「国家標準の制定と改訂に参加」と第6条の「標準の起草に参加」とは同じものか否かが不明である。

②「速やかに」の期間が不明である。

③中国語原文の「宜」は、「すべき」の意味なのか「した方が良い」の意味なのかが曖昧である。

## (3) 立法提案

①「標準の起草に参加していないが、国家標準に関連する特許情報を知っている組織または個人」の定義及び具体的範囲を明確化していただきたい。また、第5条の「国家標準の制定と改訂に参加」と第6条の「標準の起草に参加」とが同じものであれば、表現を統一していただきたい。両者が異なるものであれば、その差異を明確にしていただきたい。

②「速やかに」の期間については、国家標準に関連する特許情報の調査に時間を要するため、最低でも6ヶ月の猶予が必要である。また、通知期限の延長を求めることができるようにしていただきたい。

③本条を削除するか、努力義務規定であることを明確化していただきたい。

## 5. 專業標準化技術委員会または標準の管理を担当する部門による、特許情報表と対応する証明材料の信憑性についての確認

### (1) 関連条項

第7条 特許に係る国家標準の審査及び許可要請する際、專業標準化技術委員会または標準の管理を担当する部門は特許情報表と対応する証明材料の信憑性について確認を行い、信憑性を証明する書類と特許状況説明書類を共に国家標準化行政主管部門に提出しなければならない。

### (2) 研究論証

①「特許情報表と対応する証明材料」及び「信憑性を証明する書類と特許状況説明書類」がいかなるものを指すのか不明確である。

②「信憑性について確認」は、專業標準化技術委員会又は標準の管理を担当する部門の裁量に任されるのか否か、当該確認に対して特許権者及び情報提供者は異議を申し立てる手続はあるのか否か、特許権者及び情報提供者の主張が正しかった場合に国に対して損失補

償請求等の救済手段はあるのか否か等が不明である。とくに、特許権者が必須特許とは認識していない特許を、第三者が必須特許として專業標準化技術委員会又は標準の管理を担当する部門に提出した場合に、これらの問題が顕在化するおそれがある。

### (3) 立法提案

- ①「特許情報表と対応する証明材料」及び「信憑性を証明する書類と特許状況説明書類」の定義を明確化していただきたい。
- ②「信憑性について確認」の点については、專業標準化技術委員会又は標準の管理を担当する部門の裁量に任せるのではなく、例えば、「中立な第三者機関」にも関与させることを明記していただきたい。また、当該確認に対する異議申立手続、及び損失補償請求等の救済手段についても明記していただきたい。

## 6. 「標準の起草に参加する特許権者及び関連企業」が公表要求に従わない場合の法的責任

### (1) 関連条項

第8条 標準の起草に参加する特許権者及び関連企業が上記の公表要求に従わない場合は、無料で許可を行ったものとみなし、故意に特許情報を隠匿したために国家標準の制定または実施に損失をもたらした場合は、相応の法的責任を負わなければならない。

### (2) 研究論証

- ①公表要求に従うべき者は、あくまでも「特許権者」であり、単に特許を知っている関係者や特許権者と資本関係がある「関連企業」にまで義務を負わせるべきではない。また、「関連企業」の範囲が不明確であり、第8条の適用範囲がいたずらに拡大するおそれがある。
- ②「上記の」公表要求とは、第5条のみを指すと理解してよいか不明である。また、第5条の「国家標準の制定と改訂に参加する組織または個人」と第8条の「標準の起草に参加する特許権者及び関連企業」とは同じものか否かが不明である。
- ③「公表要求に従わない場合」の具体的判断基準が不明確である。「公表要求」が、特許出願又は特許登録番号等の書誌的事項だけでなく、特許発明の内容自体の公表要求であるならば、例えば、出願中かつ未公開の特許出願を公表することは特許出願人にとっては大きな不利益である。
- ④「無料で許可を行ったものとみなし」については、従来より世界的な共通理解の基準となっている「ITU-T/ITU-R/ISO/IEC 共通特許方針」には見られない規定であり、特許権者が保有する特許権の効力を実質的に著しく低減するものである。また、無償許諾の範囲は、中国国内における当該標準の実施行為にのみ限定されるのか否かが不明確である。
- ⑤「損失」及び「相応の法的責任」がいかなるものを指すのか不明確である。「ITU-T/ITU-R/ISO/IEC 共通特許方針」には見られない規定である。

### (3) 立法提案

- ①「関連企業」の定義を明記していただきたい。また、「起草に参加する」とは、標準の起

草の会議に正式に出席する者のみを指し、関連企業を含むべきではない。

②「上記の」公表要求については、「第5条の」公表要求と明記していただきたい。また、第5条の「国家標準の制定と改訂に参加する組織または個人」と第8条の「標準の起草に参加する特許権者及び関連企業」とが同じものであれば、表現を統一していただきたい。両者が異なるものであれば、その差異を明確にしていただきたい。

③「公表要求に従わない場合」の具体的判断基準を明記していただきたい。また、例えば、「『正当な理由なく』公表要求に従わない場合」等の文言を追加することにより、特許権者等に対する一定の配慮をしていただきたい。

④「無料で許可を行ったものとみなし」とする規定は、削除するか、または「合理的な条件で非差別的に許可を行った」ともみなすこともできるようにしていただきたい。

⑤故意の隠蔽に起因する法的責任については、解釈や実際の運用において疑義・紛糾が想定されるため、せいぜい「無料で許可を行ったものとみなす」ことに留めるべきである。また、少なくとも、「損失」及び「相応の法的責任」の内容を具体的に明記していただきたい。

## 7. 特許権者の特許実施許諾声明

### (1) 関連条項

第9条 国家標準の制定及び改訂過程において特許に係る場合、專業標準化技術委員会または標準の管理を担当する団体は速やかに特許権者の行った撤回不可能な、書面による特許実施許諾声明を取得しなければならない。

この声明には以下の内容が含まれていなければならない。特許権者は以下のいずれか一項目を選択しなければならない。

(一) 特許権者は合理的かつ無差別な条件に基づいて、当該国家標準を実施するすべての組織及び個人が無料でその特許を実施することを許諾することに同意する。

(二) 特許権者は合理的かつ無差別な条件に基づいて、当該国家標準を実施するすべての組織及び個人がその特許を実施することを許諾するが、支払額は通常の使用許諾料を明らかに下回らなければならないことに同意する。

(三) 特許権者は上記二種類の方法に基づいて特許許諾を行うことに同意しない。

特許権者が(三)を選択した場合、標準には当該特許に基づく条項を含めてはならない。

### (2) 研究論証

特許実施許諾声明を「撤回不可能」とすることは、「標準の実施に必須となる特許の実施許諾は互惠主義をとるため、一旦、特許実施許諾声明を行った後でも、互惠主義が成立しない場合は実施許諾を撤回することがあり得る。」という実態に対応できない。そのため、「ITU-T/ITU-R/ISO/IEC 共通特許方針」には、このような規定は見られない。また、特許の譲渡を受けた譲受人が、譲渡人である特許権者の特許実施許諾声明に拘束されるか否かが不明確である。

(一) について

「無差別な条件に基づいて」という文言は、「全ライセンシーに対して同一の条件で」という意味に解釈し得るが、特許権者とライセンシーの関係は様々であり、特許権者は合理的な範囲内で実施許諾条件を変えることが可能であるべきである。

(二) について

①「無差別な条件に基づいて」という文言は、「全ライセンシーに対して同一の条件で」という意味に解釈し得るが、特許権者とライセンシーの関係は様々であり、特許権者は合理的な範囲内で実施許諾条件を変えることが可能であるべきである。

②「支払額は通常の使用許諾料を明らかに下回らなければならない」という文言は、「ITU-T/ITU-R/ISO/IEC 共通特許方針」には見られないものである。「通常の使用許諾料」は、特許内容（基本特許か否か）や技術分野によって異なり、統一的な基準を設けることは難しく、このような規定はいたずらに混乱を招くものと懸念される。また、「通常の使用許諾料を明らかに下回らなければならない」ことの合理的理由も不明である。例えば、複数の特許権者によるクロスライセンスやパテントプール等による手段によって、各特許権者が利益を得ていることから、「通常の使用許諾料を明らかに下回らなければならない」と考えたのだとするならば、そのような要件を付して、適用場面を限定する必要がある。「通常の使用許諾料」及び「明らかに下回る」という文言自体も不明確である。

③もし(二)を残すとした場合であっても、(二)を選択した特許権者にとって便利のように、当該国家標準製品に関連する複数の特許権を包括的に声明できるようにしていただきたい。

(3) 立法提案

合理的な理由のある場合には撤回が可能となるように、「撤回不可能」という文言を修正していただきたい。特許の譲渡を受けた譲受人が、譲渡人である特許権者の特許実施許諾声明に拘束されることを明記していただきたい。

(一) について

「合理的かつ無差別な条件」を「合理的な条件で無差別に」と変更していただきたい。

(二) について

①「合理的かつ無差別な条件」を「合理的な条件で無差別に」と変更していただきたい。

②「支払額は通常の使用許諾料を明らかに下回らなければならない」という文言は削除していただきたい。

③(二)を選択した特許権者は、特許番号を特定することなく、当該国家標準に係る特許を自社が保有していれば、それら全てについて包括的に、当該国家標準製品製造・販売について(二)の条件での実施許諾の同意を声明できるように、「国家標準の特許に係る処置規則」（中国語原文では「国家標準涉及専利的処置規則」）にて規定していただきたい。

8. 国家標準の公布後、標準が特許に係りかつ特許実施許諾声明がないことが分かった場合

(1) 関連条項

第 11 条 国家標準の公布後、標準が特許に係りかつ特許実施許諾声明がないことが分かった場合、專業標準化技術委員会または標準の管理を担当する部門は速やかに特許権者の行った特許実施許諾声明を取得し、同時に国家標準化行政主管部門に報告しなければならない。特許権者が上述の特許許可実施許諾声明を行うことを拒否する場合、国家標準化行政主管部門は当該標準を改訂しなければならない。

(2) 研究論証

第 11 条には「特許実施許諾声明」という文言が 2 回出てくるが、とくに限定されていない。しかし、内容からして、いずれも、第 9 条の (一) 及び (二) を指すと思われる。

(3) 立法提案

「第 9 条の (一) 及び (二) に規定されている特許実施許諾声明」と具体的に明記していただきたい。

## 9. 強制国家標準

(1) 関連条項

第 12 条 強制国家標準は原則的に特許に係らない。

(2) 研究論証

- ① 「強制国家標準」がいかなるものを指すのか不明確である。
- ② 「強制国家標準」の制定及び改定に当たっても、第 4 条～第 11 条の規定は適用されるのか否かが不明である。

(3) 立法提案

- ① 「強制国家標準」の定義を明確にしていきたい。
- ② 「強制国家標準」の制定及び改定に当たっても、第 4 条～第 11 条の規定が適用されるのか否かを明記していただきたい。

## 10. 強制国家標準が確実に特許に係る必要がある場合

(1) 関連条項

第 13 条 強制国家標準が確実に特許に係る必要がある場合、特許権者から無料使用の許諾を得るかまたは国家標準化行政主管部門が関連部門と特許権者に対して共同で特許の処置について協議するよう要請を行わなければならない。関連部門と特許権者が特許の処置について合意に達しなかった場合、対応する国家標準については暫時公布を許可しないか、または法に基づいて強制許諾を与える。

(2) 研究論証

- ① 「特許権者から無料使用の許諾を得る」としている点、及び「強制許諾を与える」としている点は、「ITU-T/ITU-R/ISO/IEC 共通特許方針」には見られないものであり、特許権者が保有する特許権の効力を実質的に著しく低減するものである。そもそも、強制国家標準

には原則として特許を含めないことが第 12 条に規定されているのであるから、第 13 条であえて強制許諾について規定する必要はない。

②「法に基づいて強制許諾を与える」における「法」とは「専利法」のことか否かが不明である。「専利法」では、強制実施許諾の場合、特許権者に合理的な使用料を支払わなければならないと規定されており（第 57 条）、「無料の使用」や「通常の使用許諾料を明らかに下回らなければならない」という義務はない。部門規程が法律に反する行為を規定することはできない（「立法法」第 79 条第 1 項）こととの整合性をどのように考えればよいのかが疑問である。また、「専利法」では、強制実施許諾を付与する機関は「国務院特許行政部門」（すなわち「知識産権局」）であり「国家標準化行政主管部門」ではないし、強制実施許諾を付与する要件も限定列挙されている（「専利法」第 48 条～第 58 条）。これらの「専利法」の規定との整合性についても疑問がある。

③「関連部門と特許権者が特許の処置について合意に達しなかった場合」とはどのような状況なのか（例えば、「特許権者が実施許諾には合意したが、通常の使用許諾料の額について合意できていない場合」が含まれるのか否か）が不明確である。

④関連部門と特許権者が特許の処置について合意に達しなかった場合、「対応する国家標準については暫時公布を許可しない」ことと、「法に基づいて強制許諾を与える」ことの 2 つの選択肢があるが、どのような状況の場合にどちらの選択肢をとるのが不明確である。また、これらの処置に対する不服申立手続についても明記する必要がある。

⑤第 13 条に基づいて、「共同で特許の処置について協議する」場合や、「強制許諾を与える」場合に、第 9 条（二）のように「支払額は通常の使用許諾料を明らかに下回らなければならない」のか否かが不明確である。

⑥「暫時」の期間が不明確である。国家標準の公布を許可しない状態が続き、標準化が遅れる可能性があることから、暫時とは、具体的にどのくらいの期間を想定しているのかを特定する必要がある。

⑦特許の譲渡を受けた譲受人が、譲渡人である特許権者の合意等に拘束されるか否かが不明確である。

### (3) 立法提案

①「または法に基づいて強制許諾を与える」という文言は、削除していただきたい。仮に、強制許諾に関する文言を入れるとしても、TRIPS 協定 第 31 条（「特許権者の許諾を得ていない他の使用」）に準拠した条項としていただきたい。

②「専利法」との整合性を再検討していただきたい。

③「関連部門と特許権者が特許の処置について合意に達しなかった場合」の具体的内容を明記していただきたい。

④関連部門と特許権者が特許の処置について合意に達しなかった場合に、「対応する国家標準については暫時公布を許可しない」ことと、「法に基づいて強制許諾を与える」ことの 2 つの選択肢のうちどちらをとるかの判断基準を明確化していただきたい。

⑤第 13 条に基づいて、「共同で特許の処置について協議する」場合や、「強制許諾を与える」場合にも、合理的な使用許諾料が得られるようにしていただきたい。

⑥「暫時」の期間を明確化していただきたい。

⑦特許の譲渡を受けた譲受人が、譲渡人である特許権者の合意等に拘束されることを明記していただきたい。

## 11. 強制国家標準の全文と既知の特許情報の公示

### (1) 関連条項

第 14 条 国家標準化行政主管部門は特許に係る強制国家標準公布の前に、標準の全文と既知の特許情報を公示しなければならない。公示期間は 30 日とする。あらゆる組織または個人も既知のその他の特許情報を国家標準化行政主管部門に書面にて通知することが出来る。

### (2) 研究論証

公示期間 30 日は、とくに中国語のできない外国の特許権者には短すぎる。また、標準の内容や特許権の数が多い場合、公示期間 30 日では短すぎる。もし公示期間を 30 日と短く設定してしまうと、後で第 11 条の繁雑な処理が必要となるおそれがある。

### (3) 立法提案

公示期間は、例えば、90 日以上としていただきたい。また、公示は、中国語に加え、英語でも行っていただきたい。さらに、外国の企業及び個人には、期間の延長をしていただきたい。

## 12. すでに受理された特許出願

### (1) 関連条項

第 16 条 すでに受理された特許出願に対する処置は第二章、第三章の規定を参照して処理する。

### (2) 研究論証

具体的にどのように処理するか不明確である。

### (3) 立法提案

削除するか、具体的にどのように処理するか明記していただきたい。

## 13. 業界標準と地方標準

### (1) 関連条項

第 19 条 業界標準と地方標準の制定及び改訂が特許に係る場合、本規定を参照して処理してよい。

### (2) 研究論証

業界標準と地方標準についても、強制国家標準の規定（第 12 条～第 14 条）が適用されるのかが不明であるが、業界標準と地方標準については、強制許諾の付与は認めるべきで

はないと思われる。

(3) 立法提案

業界標準と地方標準については、強制国家標準の規定（第 12 条～第 14 条）は適用されないことを明記していただきたい。

以上